

佐賀県規則第44号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和27年佐賀県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自動車税の種別割の徴収に係る証紙等)

第2条 条例第3条第1項に規定する証紙は、様式第1号によるものとする。

2 条例第3条第2項に規定する検印は、様式第2号によるものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

切 取 線 9cm	
車 種 (Type of Vehicle)	_____
登録番号 (Registration Number) No.	_____
自 動 車 税 証 紙	
Automobile Tax stamp	
税 額 (Tax Amount)	¥ _____
課税期間	ケ月分 自 年 月 日
	至 年 月 日
	from
	Tax for Months
	to
交付年月日	
Date of Delivery	佐 賀 県
	検 印
ノ 切 取 線 リ	

様式第2号

年 月 日
納 税 済 TAX PAID
佐 賀 県